

## NPO法人等を活用した

# 「横浜市家庭的保育事業」事業実施法人を募集します！

横浜市では、待機児童の受け皿確保を目的に、一般の居宅やマンション等の家庭的な環境のなかで児童を保育する家庭的保育事業について、民間事業者のノウハウを活用し、より効率的な事業運営を図るため、NPO法人等を活用した「横浜市家庭的保育事業」を今年度新規に実施することとしました。

つきましては、市から委託を受けて事業を実施する法人を募集します。

### 【保育施設の開設予定数】

今年度は、3施設程度の開設を予定しています。

※1施設あたり、3歳未満の児童を9名まで保育します。

### 【募集対象】

- 子どもの健全育成を図る活動を行うNPO法人
- 認可保育所又は横浜保育室を運営している法人
- 保育士に関する人材派遣及び保育に関する研修業務の実績を有する法人
- 社団法人全国ベビーシッター協会に加盟している法人



### 【募集締切】

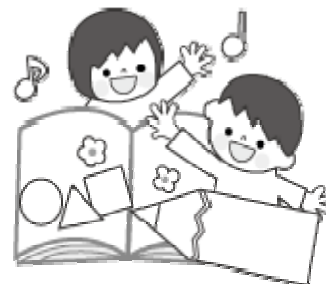
平成22年6月23日（水）

※ 募集の詳細については、別添の募集要項及び下記ホームページをご参照ください。  
横浜市こども青少年局ホームページ「ヨコハマはぴねすぽっと」

【 <http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/unei/hoikuseido/npokateihoiku-boshu.html> 】

### 【事業実施スケジュール】

- |       |                |
|-------|----------------|
| 6月23日 | 応募書類の提出期限      |
| 7月中旬  | 委託事業者の決定及び結果通知 |
| 8月    | 開設準備期間         |
| 9月中～  | 保育事業開始（予定）     |



家庭保育福祉員の新規募集も行っています。

～家庭保育福祉員とは～

横浜市にはお勤めや病気のため、お子さんの保育ができない家庭に代わって、昼間お子さんを預かる「家庭保育福祉員制度」があります。保育士、看護師、幼稚園教諭免許取得者及び家庭保育補助員経験者が、居宅等でお子さんを保育される方を「家庭保育福祉員」といいます。

募集人数：14名（2～3人の福祉員で保育を行う共同型を含みます。）

募集期間：平成22年6月10日（木）から7月15日（木）

※募集の詳細はこちら⇒ <http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/unei/hoikuseido/fukushiin-bosyu.html>